

## 伊丹市更生訓練費支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第7号に規定する更生訓練費給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）及び同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）による訓練を受けている者に対し、訓練等に必要な費用（以下「更生訓練費」という。）の支給を行うものとする。

(対象者)

第3条 更生訓練費の支給の対象者は、伊丹市において決定した次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が決定した者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者であって、自立訓練又は就労移行支援を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等による障害を有する者。ただし、就労継続支援B型の利用に係る、就労移行支援事業所での、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第184条に規定するアセスメント期間は対象外とする。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所の措置又は入所の措置を委託された者であって、当該障害者支援施設等に

において自立訓練又は就労移行支援を受けている者。

- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第2項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所の措置又は入所の措置を委託された者であって、当該障害者支援施設等において自立訓練又は就労移行支援を受けている者。

（申請及び決定）

第4条 更生訓練費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊丹市更生訓練費支給申請書（様式第1号）、障害福祉サービス受給者証の写し等を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による申請があったときは内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、更生訓練費支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給額）

第5条 更生訓練費の支給額は、別表の額とする。なお、認定就労移行支援事業所とは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第63条に該当する施設をいう。

（請求手続）

第6条 第4条第2項により支給決定を受けた者（以下「支給対象者」という）は、原則として既に訓練を終えた月分についてその翌月の10日までに、更生訓練費支給請求書（様式第3号）に当該訓練を実施した施設により作成した、当該訓練を受けた日数等を証する書面を添付して、市長に請求するものとする。

（支給方法）

第7条 市長は、支給対象者の申請に基づき、毎月1回、原則として既に訓練を終えた月分の更生訓練費を、請求のあった月の翌月末日までに支給する。

（変更の届出）

第8条 支給対象者は、申請事項に変更が生じたときは、更生訓練費

支給内容変更届出書（様式第4号）により，速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は，前項による届出において，第4条第2項により決定した支給額に変更があったときは，更生訓練費支給変更決定通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

（調査）

第9条 市長は，更生訓練費の支給について必要があるときは，支給対象者（過去に支給の決定を受けていた者を含む。），支給決定者の家族及び訓練を受けた施設に対し，報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

（更生訓練費の返還）

第10条 市長は，偽りその他不正な行為により更生訓練費の支給を受けた者がいるときは，その者から当該更生訓練費の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は健康福祉部長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の14（同法第18条の2第1項において準用される場合を含む。）の規定に基づく更生訓練費の支給の決定を受けている者については，当該更生訓練費の支給に係る施設を継続して利用している場合に限り，平成21年9月30日までの間，なお従前の例により当該更生訓練費を支給するものとする。

付 則

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 訓練のための経費（月額）

施設の区分	1月に訓練に従事した日数	
	15日以上	15日未満
就労移行支援を行う施設（認定指定就労移行支援事業所以外）	3,150円	1,600円
就労移行支援を行う施設（認定指定就労移行支援事業所）	14,800円	7,400円
自立訓練を行う施設	2,100円	1,050円